

審査書

【四国電力株式会社伊方発電所原子炉施設保安規定の変更について】

原規規発第2010079号
令和2年10月7日
原子力規制庁

1. 本審査書の位置づけ

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請のあった「伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」（令和元年6月25日付け原子力発第19095号をもって申請、令和元年7月12日付け原子力発第19155号、令和元年11月27日付け原子力発第19301号及び令和2年9月18日付け原子力発20205号をもって一部補正。以下「変更認可申請書」という。）の内容が、法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかを確認した結果を取りまとめたものである。

2. 申請の概要

四国電力株式会社（以下「申請者」という。）が提出した変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

（1）2号炉の廃止措置を実施するための変更

2号炉について、法第43条の3の34第2項の規定に基づき規定する廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第43条の3の24第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第3項に基づき、関連する条文の変更を行う。

具体的には、伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編（2号炉および3号炉に係る保安措置）、第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉に係る保安措置））から第1編（運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉に係る保安措置）、第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉に係る保安措置））に再編し、関連する条文の変更及び新規条文を追加する。

3. 審査の内容

3-1. 法第43条の3の24第2項第1号

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

(1) 2号炉の廃止措置を実施するための変更

- ① 第2編第2章品質マネジメントシステム及び第2編第3章保安管理体制について、保安規定に定める品質マネジメントシステム等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ② 第2編第4章廃止措置管理について、保安規定に定める施設運用上の基準等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の内容等と整合していること
- ③ 第2編第5章燃料管理について、保安規定に定める使用済燃料の貯蔵等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の内容等と整合していること
- ④ 第2編第6章放射性廃棄物管理及び第2編第7章放射線管理について、保安規定に定めるこれらの管理に係る基本方針等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること
- ⑤ 第2編第8章施設管理について、保安規定に定める使用前事業者検査の実施等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ⑥ 第2編第9章非常時の措置について、保安規定に定める応急措置等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の非常時の措置の内容と整合していること
- ⑦ 第2編第10章保安教育について、保安規定に定める所員への保安教育等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の保安教育の内容等と整合していること
- ⑧ 第2編第11章記録及び報告について、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の記録及び報告の内容と整合していること

3-2. 法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、災害の防止上十分でないものであることに該当しないかどうかを確認するため、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「廃止措置審査基準」という。）に基づき、審査した。

以下に、主な審査の内容を記載する。

なお、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用炉規則第92条第3項各号を表している。

(1) 第1号関係（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）

第1号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること
- ② 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること

規制庁は、申請者が、

- ① 保安規定に基づく1次文書、2次文書等について、文書体系を定め、保安活動の重要度に応じて文書を管理すること。また、品質マネジメントシステム計画において、社長の責任及び権限を定めていること
- ② 保安に関する組織は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針及び計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動を実施すること。また、社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を定め、必要に応じて当該方針を見直すこと

を確認できたことから、第1号を満足していることを確認した。

(2) 第2号関係（品質マネジメントシステム）

第2号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下

「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて定められていること

- ② 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書を遵守するために、QMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確化されていること

規制庁は、申請者が、

- ① 品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈を踏まえて品質マネジメントシステム計画を定め、当該品質マネジメントシステム計画において安全文化の育成及び維持に関することを含め保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る仕組みをその保安活動の重要度に応じた管理とすることを定めていること
- ② 保安規定に基づく1次文書、2次文書等について、文書体系を定め、保安活動の重要度に応じた文書を管理すること

を確認できたことから、第2号を満足していることを確認した。

(3) 第3号関係(廃止措置に係る品質マネジメントシステム)

第3号については、廃止措置審査基準において、(2)に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること、廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていることを要求している。

規制庁は、申請者が、上記(2)に加え、保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり保安の方法を明確にするため、廃止措置管理に関する社内標準を定めるなど、廃止措置段階に応じた品質マネジメントシステムを定めていることを確認できたことから、第3号を満足していることを確認した。

(4) 第4号関係(廃止措置を行う者の職務及び組織)

第4号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 本店(本部)及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること
- ② 廃止措置主任者の選任及び配置、廃止措置主任者の職務、廃止措置主任者の意見等の尊重、廃止措置主任者の代行者の選任及び配置に関すること

規制庁は、申請者が、

- ① 廃止措置段階の保安に関する組織及び職務を定めていること
- ② 廃止措置主任者及び廃止措置主任者の代行者に係る選任要件、廃止措置主任者の職務を定めていること。廃止措置主任者による意見具申、指導及び助言を尊重すること

を確認できたことから、第4号を満足していることを確認した。

(5) 第5号関係（廃止措置を行う者に対する保安教育）

第5号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること
- ② 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること
- ③ 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること
- ④ 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること
- ⑤ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 従業員に係る保安教育実施方針を定めていること
- ② 上記の保安教育実施方針に基づき保安教育実施計画を定め、当該方針に基づき保安教育の実施時期を定めていること
- ③ 保安教育実施方針に基づき従業員への保安教育を実施することについて、当該実施の状況を確認すること
- ④ 燃料の運搬又は貯蔵に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を行う従業員に対し、当該業務に係る保安教育実施計画を定めていること
- ⑤ 具体的な保安教育の内容を定め、人材育成課長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しが行われること

を確認できたことから、第5号を満足していることを確認した。

(6) 第6号関係（発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）

第6号については、廃止措置審査基準において、発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置として、具体的に以下の事項が明確になっていることを要求している。

- ① 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと
- ② 核燃料物質の譲渡先が明確になっていること

規制庁は、申請者が、

- ① 2号炉の原子炉内に燃料を装荷しない措置として、燃料移送管隔離弁を閉止後に施錠すること
- ② 核燃料物質の譲渡し先として、使用済燃料は再処理事業者、新燃料は加工事業者と定めていること

を確認できたことから、第6号を満足していることを確認した。

(7) 第7号関係（発電用原子炉施設の運転の安全審査）

第7号については、廃止措置審査基準において、発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていることを要求している。

規制庁は、申請者が、原子力発電安全委員会及び伊方発電所安全運営委員会を設け、これらの委員会における審議事項及び構成員を定めることが確認できたことから、第7号を満足していることを確認した。

(8) 第8号関係（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限）

第8号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること
- ② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること
- ③ 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること
- ④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること
- ⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること
- ⑥ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること
- ⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること
- ⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること
- ⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入ら

ないように制限するために講ずべき措置が定められていること

- ⑩ 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 保安規定の添付 7 で管理区域を規定していること。管理区域は壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって他の場所と区別していること。管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること
- ② 管理区域内の区域区分は、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値に基づき区分すること
- ③ 管理区域内における特別措置として、外部放射線に係る線量当量率等があらかじめ保安規定で定める線量当量率等の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じること
- ④ 管理区域における出入管理は、立入許可に係る事項を定め、許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置等を講じること
- ⑤ 管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物に係る表面汚染密度の基準を定めること
- ⑥ 管理区域に出入りする所員に対し、出入管理室を経由することなどの遵守させる事項を定めること
- ⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際は、表面汚染密度に係る基準を超えないことなどを確認すること
- ⑧ 保安規定の添付 8 で保全区域を規定していること。保全区域は標識等により区別すること
- ⑨ 保安規定第 2 編の図 313 で周辺監視区域を規定していること。周辺監視区域境界に、柵又は標識を設置すること
- ⑩ 役務を供給する事業者に対して、出入方法、個人線量計の着用等、放射線防護の上で遵守させる事項を定めること

を確認できたことから、第 8 号を満足していることを確認した。

(9) 第 9 号関係 (排気監視設備及び排水監視設備)

第 9 号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置、機能の維持の方法及び使用方法が定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 放射性気体廃棄物について、排気筒等から放出するとしており、排気筒等からの放射性物質の放出量の測定について、放射性気体廃棄物の測定項目ごとに計測器の種類、測定頻度を定めていること。また、放射性液体廃棄物について、復水器冷却水放水口から放出するとしており、当該放水口からの放射性物質の放出量があらかじめ定めた放出管理目標値を超えないように努めていること。また、排水中の放射性物質濃度が法令に定める濃度限度を超えないようにすること。放射性液体廃棄物の測定項目ごとに計測器の種類、測定頻度を定めること、さらに、施設管理計画において、保全計画を策定すること等により、機能維持の方法を定めていることを確認できたことから、第9号を満足していることを確認した。

(10) 第10号関係(線量、線量当量、汚染の除去等)

第10号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。
- ② 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること
- ③ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること
- ④ 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること
- ⑤ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること
- ⑥ 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 放射線業務従事者の実効線量及び等価線量について、外部被ばく又は内部被ばくごとに定める頻度に応じて評価を行い、法令に定める線量限度を超えないことを確認すること
- ② 発電所における放射線管理に係る保安活動について放射線による従業員等の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に

保つよう実施することが放射線管理に係る基本方針として定めていること

- ③ 管理区域内における汚染のおそれのない区域への物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬に際し、当該物品等の表面汚染密度が当該密度に係る基準を超えないことを確認すること
- ④ 法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止のための区画等、応急措置を講じること。また、汚染の除去等、必要な措置を講じること
- ⑤ 管理区域内及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定について、外部放射線に係る線量当量率等の測定項目及び測定頻度を定めること
- ⑥ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）を発電所外へ運搬する場合は、所長の承認を得ること

を確認できたことから、第10号を満足していることを確認した。

(11) 第11号関係（放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法）

第11号については、廃止措置審査基準において、放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていることを要求している。

規制庁は、申請者が、放出管理用計測器及び放射線計測器類を含む放射線測定器の種類、担当課長及び数量を定めていること。さらに、施設管理計画において、保全計画を策定する等により機能の維持の方法を定めていることを確認できたことから、第11号を満足していることを確認した。

(12) 12号関係（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い）

第12号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること

また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 新燃料及び使用済燃料の運搬について、新燃料及び使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。なお、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃

燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、取り扱う数量を燃料集合体 1 体ごとかつその 1 体分の燃料棒に制限すること、燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納すること。貯蔵施設として、新燃料は新燃料貯蔵庫及び使用済燃料ピットを、2 号炉使用済燃料は 2 号炉及び 3 号炉使用済燃料ピットを定めていること。また、新燃料又は使用済燃料の貯蔵施設において、燃料が臨界に達しないなどの措置を講じること。使用済燃料ピット内で燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても、臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること。また、新燃料及び使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得るとしていること

を確認できたことから、第 1 2 号を満足していることを確認した。

(13) 第 13 号関係 (放射性廃棄物の廃棄)

第 13 号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること
- ② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること
- ③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) について定められていること
- ④ ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること
- ⑤ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること
- ⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する行為の実施体制が定められていること
- ⑦ 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に係る体制が構築されていることが明記されていること

規制庁は、申請者が、

- ① 放射性気体廃棄物について、排気筒等から放出するとしており、排気筒等からの放射性物質の放出量があらかじめ定めた放出管理目標値を超えないように努めること。また、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が法令に定める濃度

限度を超えないようにすること。放射性気体廃棄物の測定項目、測定頻度を定めていること

- ② 放射性液体廃棄物について、復水器冷却水放水口から放出するとしており、当該放水口からの放射性物質の放出量があらかじめ定めた放出管理目標値を超えないように努めること。また、排水中の放射性物質濃度が法令に定める濃度限度を超えないようにすること。放射性液体廃棄物の測定項目、測定頻度を定めていること
- ③ 周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画の策定並びに当該計画に基づく測定の実施及び評価について定めていること
- ④ 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動について放射性物質の放出による公衆の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを放射性廃棄物管理に係る基本方針として定めていること
- ⑤ 放射性固体廃棄物について、当該廃棄物の種類に応じて、固型化や容器への封入等、それぞれに定める処理を施した上で、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵又は保管すること。運搬する場合は、法令に適合する容器に封入するなどの遵守事項を定めていること
- ⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理に関し、放射性液体廃棄物の種類に応じて、固型化及び保管の実施体制を定めていること、また、当該廃棄物の発電所外への廃棄について、廃棄する放射性固体廃棄物に関する記録の作成及び引き渡し、廃棄に関する措置の実施状況の確認、廃棄に関する承認行為等の実施体制を定めていること、さらに輸入廃棄物に関する管理及び確認に関することを定めていること
- ⑦ 放射性固体廃棄物を管理区域外に運搬する場合の措置として、運搬前に確認する事項、運搬に関する承認行為等の実施体制を定めていること

を確認できたことから、第13号を満足していることを確認した。

(14) 第14号関係（非常の場合に講ずべき処置）

第14号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること
- ② 緊急時における運転に関する社内規程類を作成することが定められていること
- ③ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること

- ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること
- ⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること
- ⑥ 要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること
- ⑦ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること
- ⑧ 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること
- ⑨ 防災訓練の実施頻度について定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 原子力災害の発生又は拡大を防止するための原子力防災組織、原子力防災要員を定めていること。原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めていること
 - ② 原子炉施設の各設備の運転操作に関する社内標準を作成することを定めていること
 - ③ 社内及び国、県、町等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めていること。警戒事象の発生又は特定事象等の発生時は当該経路に従うこと
 - ④ 原災法に基づく措置が必要な場合は、保安規定に関わらず当該措置を優先すること
 - ⑤ 警戒事象の発生又は特定事象等の発生時は、緊急時体制を発令し、退避誘導等の応急措置及び緊急時における活動を実施すること
 - ⑥ 緊急作業に従事する意思がある旨を書面で申し出るなどの要件に該当する放射線業務従事者から、緊急作業に従事させるための要員を選定すること
 - ⑦ 緊急作業従事者が緊急作業期間中の実効線量及び等価線量について、外部被ばく又は内部被ばくごとに定める頻度に応じて評価を行い、法令に定める線量限度を超えないよう管理すること。緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際は、医師による健康診断を実施すること
 - ⑧ 事象が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、緊急時体制を解除すること
 - ⑨ 緊急事態に対処するための総合的な訓練の実施頻度を定めること
- を確認できたことから、第 14 号を満足していることを確認した。

(15) 第15号関係(設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置)

第15号については、廃止措置審査基準において、許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずることが定められていることを要求している。

① 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること

a. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること

ア. 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること

イ. 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)

火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること

ウ. 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)

重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること

エ. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)

i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること

ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること

iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること

② 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること

③ 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化

学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること

- ④ その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること

規制庁は、申請者が、

- ① 廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時）に応じた、必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定すること、要員を配置すること、計画に従って必要な活動を行うこと
- ② 重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施するなど、必要な機能を維持するための活動を行うこと
- ③ 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること
- ④ その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること

を確認できたことから、第15号を満足していることを確認した。

(16) 第16号及び第17号関係（発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告）

第16号及び第17号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていること。実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）
- ② 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。当該事故故障等の事象に準ずる、重大な事象について、具体的に定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 実用炉規則第67条第1項の規定に基づく記録事項、記録すべき場合、保存期間を定めており、記録を適正に作成し、管理すること
- ② 実用炉規則第134条各号に規定する報告事象が生じた場合、外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合等について、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告すること

を確認できたことから、第16号及び第17号を満足していることを確認した。

(17) 第18号関係（発電用原子炉施設の施設管理）

第18号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「保安措置等ガイド」という。）を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）
- ② 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 保安措置等ガイドを踏まえ、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するために、施設管理方針及び施設管理目標の設定、施設管理の重要度の設定、構成管理の実施等を施設管理計画として定めていること、新たな設計又は設計変更該当する発電用原子炉施設の工事を行う場合に、当該設計が要求事項を満たすよう品質マネジメントシステム計画に従った設計を行うことを設計管理として定めていること、作業管理として、上記の設計管理の結果に従って工事を実施すること、発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に考慮すべき事項等を定めていること
- ② 使用前事業者検査及び定期事業者検査について、検査の独立性を確保した上で実施することを定めていること

を確認できたことから、第18号を満足していることを確認した。

(18) 第19号関係（保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有）

第19号については、廃止措置審査基準において、プラントメーカーなどの保守点

検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていることを要求している。

規制庁は、申請者が、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行うことについて、施設管理計画で定めていることを確認できたことから、第19号を満足していることを確認した。

(19) 第20号関係（不適合に関する情報の公開）

第20号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること
- ② 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 不適合管理に係る社内標準に基づき、公開基準を定めていること
- ② 公開基準に従い、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリーへ登録することにより、情報の公開を行うこと

を確認できたことから、第20号を満足していることを確認した。

(20) 第21号関係（廃止措置の管理）

第21号については、廃止措置審査基準において、廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていることを要求している。

規制庁は、申請者が、廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称、廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量等を記録することを確認できたことから、第21号を満足していることを確認した。

なお、廃止措置工事を策定するに当たっては、工事の内容が3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する旨、明確に規定していることを確認した。

(21) 第22号関係（その他必要な事項）

第22号については、廃止措置審査基準において、以下の事項を要求している。

- ① 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること
- ② 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること

規制庁は、申請者が、

- ① 品質マネジメントシステム計画において、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正措置、予防措置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善することを定めていること
- ② 保安規定第2編の目的において、廃止措置段階のうち解体工事準備期間にある1号炉及び2号炉原子炉施設の保安のために必要な措置を定め、核燃料物質等又は原子炉による災害の防止を図ることを定めていること

を確認できたことから、第22号を満足していることを確認した。

3-3. 運用の明確化及び記載の適正化に伴う変更

規制庁は、運用の明確化及び記載の適正化に伴う変更があった箇所については、適正に変更されていることを確認した。

4. 審査の結果

四国電力株式会社が提出した「伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」（令和元年6月25日申請、令和元年7月12日、令和元年11月27日及び令和2年9月18日一部補正）を審査した結果、本申請は、法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。